



政府統計

令和7年6月23日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 外山 恵美子

室長補佐 岡村 宏行

担当係 安全衛生第二係（内線 7660, 7661）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）3147

**令和6年 労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模100人以上）  
及び総合工事業調査）の概況**

目 次

調査の概要 ······ 1 頁

主な用語の説明 ······ 3 頁

利用上の注意 ······ 5 頁

結果の概要

1 事業所調査（事業所規模100人以上）における労働災害の状況

（1）調査産業別における労働災害の状況 ······ 6 頁

（2）産業別労働災害の状況 ······ 7 頁

（3）事業所規模別労働災害の状況 ······ 9 頁

2 総合工事業調査における労働災害の状況 ······ 9 頁

統計表 ······ 11 頁

令和6年労働災害動向調査（事業所調査（事業所規模100人以上）及び総合工事業調査）の結果は、  
厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

全国

### (2) 産業及び総合工事業の工事の種類

#### ア 事業所調査

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）による、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業（総合工事業を除く。）」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）」、「医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）」

ただし、事業所規模 10~29 人については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとした。

#### イ 総合工事業調査

総合工事業に属し、工事の種類が河川土木工事業、水力発電施設等新設事業、鉄道又は軌道新設事業、地下鉄建設事業、橋りょう建設事業、ずい道新設事業、道路新設事業、その他の土木工事業、舗装工事業、建築工事業、その他の建築事業であるもの。

### (3) 調査対象

#### ア 事業所調査

事業所母集団データベース（令和 4 年次フレーム）の事業所を母集団として、主たる事業が上記（2）アに掲げる産業に属する 30 人以上の常用労働者を雇用する民・公営事業所（国営事業所を除く。農業、林業、漁業については、民営事業所のみ）及び製造業のうち特定の産業に属し、10~29 人の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約 32,000 事業所とした。なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は除いた。

#### イ 総合工事業調査

労働保険適用台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団として、上記（2）に掲げる工事の種類に属し、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の概算保険料が 160 万円以上又は工事の請負金額が税抜き 1 億 8,000 万円以上の工事現場のうち、労災保険の保険関係成立年月日が令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの範囲であり、かつ、終了年月日が令和 6 年 6 月 1 日以降であり、かつ、成立年月日から終了年月日までの日数が 155 日以上の工事現場のうちから、工事の種類、請負金額別に層化して無作為に抽出した延べ約 5,500 工事現場とした。

## 3 調査の時期

### (1) 事業所調査

令和 6 年 1 月から同年 12 月までの状況について、令和 7 年 1 月 1 日から 1 月 20 日に調査を行った。

### (2) 総合工事業調査

令和 6 年 1 月から同年 12 月までの状況について、令和 7 年 1 月 1 日から 1 月 20 日に調査を行った。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

#### ア 事業所の名称及び所在地

#### イ 主な生産品の名称又は事業の内容

#### ウ 企業全体の常用労働者数

#### エ 事業所の全労働者数及び常用労働者数

#### オ 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数

カ 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数  
キ 不休災害被災労働者数

(2) 総合工事業調査

ア 工事現場の名称  
イ 主な工事の内容  
ウ 工事の請負金額  
エ 調査期間中の工事日数  
オ 調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数  
カ 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数  
キ 不休災害被災労働者数

## 5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 総合工事業調査

厚生労働省が、調査票を調査対象工事現場を統括管理する事業所へ郵送し、調査対象工事現場を統括管理する事業所の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

## 6 集計・推計方法

(1) 事業所調査

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から労働災害率（度数率、強度率）等を算出した。

(2) 総合工事業調査

工事の種類、請負金額ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から労働災害率（度数率、強度率）等を算出した。

## 7 調査系統

厚生労働省 — 報告者

## 8 有効回答率

(1) 事業所調査（事業所規模 100 人以上の事業所）

調査客体数 15,021  
有効回答数 10,060  
有効回答率 67.0%

(2) 総合工事業調査

調査客体数 5,572  
有効回答数 4,661  
有効回答率 83.7%

## 主な用語の説明

- ◎ 「**労働災害**」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、本調査においては、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び感染症は除く。  
なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。
- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率・強度率）及び死傷者1人平均労働損失日数で表す。  
本概況における労働災害率は、休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者に限定して算出している。
- ・「**度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

$$[\text{算出方法}] \quad \text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(注) 同一人が2回以上被災した場合には、その被災回数を死傷者数としている（同一人が2回被災した場合の死傷者数は2人となる）。

- ・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

$$[\text{算出方法}] \quad \text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「**死傷者1人平均労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除したものという。
- ・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡	7,500日
永久全労働不能	別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
永久一部労働不能	別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
一時労働不能	暦日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数
死亡	労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそ う失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過 すると治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

- ・「**不休災害度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。  
なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関等（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。
- ・「**無災害事業所**」とは、休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかつた事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

- ◎ この調査の対象者は、調査客体（事業所又は工事現場）の全労働者とした。
- ・「全労働者」とは、事業所調査においては、調査対象期間中に調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、当該事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとしたが、他企業への出向者及び請負事業で働く労働者は含めないものとした。なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とした。  
総合工事業調査においては、直用、下請及びその他名称の如何を問わず、調査対象期間中に調査対象工事現場で働くすべての労働者とした。
  - ・事業所の「常用労働者」とは、次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するものとした。  
(ア) 期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者  
(イ) 重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者  
(ウ) 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者  
(エ) 育児・介護休業中の者、病気休業中の者  
なお、いわゆるパートタイマーであっても上記（ア）～（エ）のいずれかに該当する者は常用労働者とした。

## 利用上の注意

- 1 本概況は、事業所調査のうち常用労働者 100 人以上の事業所及び総合工事業調査について調査結果を取りまとめたものである。
- 2 産業分類は、原則として平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類による。  
なお、総合工事業調査については、労災保険の保険関係が成立している工事現場における労働災害の発生状況であり、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて、小分類又は細分類に分類している。  
また、事業所調査については、日本標準産業分類とは異なる独自の産業分類番号及び表記による場合は、各統計表の注に記載した。
- 3 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「0.00」 小数点以下第 3 位において四捨五入しても小数点以下第 2 位に満たない又は労働災害による死傷者がないもの。

「0.0」 小数点以下第 2 位において四捨五入しても小数点以下第 1 位に満たない又は労働災害による死傷者がないもの。

「 - 」 該当事業所がないもの。

「 x 」 調査対象数が少ないため掲載しないもの。

「 . 」 項目があり得ないもの。
- 4 「事業所規模」は、調査対象事業所における常用労働者の人数により区分している。
- 5 平成 20 年調査から国営の事業所は調査対象外とした。
- 6 平成 20 年調査から「医療、福祉」（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）を調査対象とした。
- 7 平成 20 年調査から「鉱業、採石業、砂利採取業」のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。
- 8 平成 20 年調査から「複合サービス事業（郵便局に限る。）」は調査対象外とした。
- 9 平成 23 年調査から「農業、林業」のうち農業も調査対象とした。
- 10 平成 30 年調査から「漁業」を調査対象とした。
- 11 本概況の図及び表において「平成 31 年/令和元年」と表記すべきところ、便宜上「平成 31 年」と表記している。
- 12 令和 5 年調査からは、半期ごとに実施していた総合工事業調査を年 1 回の実施等に変更した。

## 結果の概要

### 1 事業所調査（事業所規模 100 人以上）における労働災害の状況

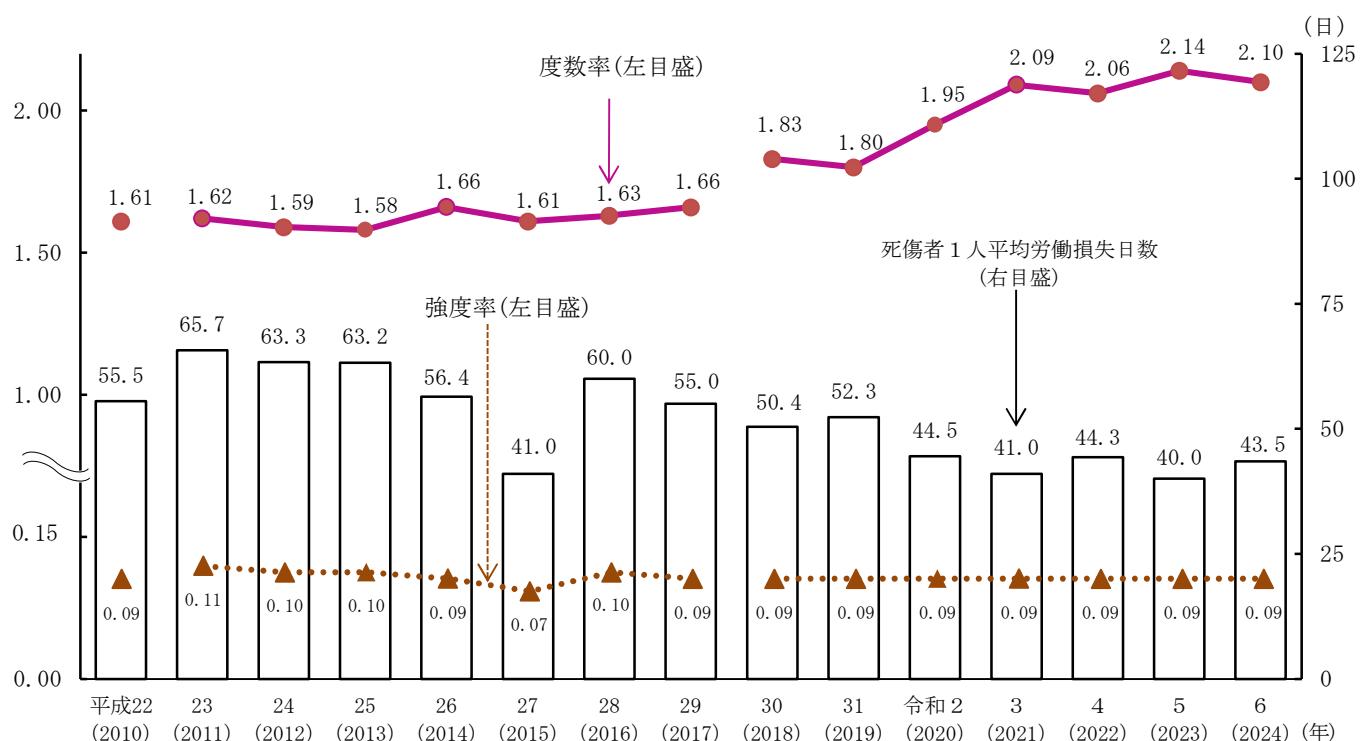
#### (1) 調査産業計における労働災害の状況

令和 6 年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率が 2.10 (前年 2.14) であり、強度率が 0.09 (同 0.09) 、死傷者 1 人平均労働損失日数が 43.5 日 (同 40.0 日) となっている。

前年と比べ、度数率は低下、強度率は横ばい、死傷者 1 人平均労働損失日数は増加した。また、不休災害度数率は 3.98 (同 4.00) となっている。(第 1-1 図、第 1 表)

なお、無災害事業所の割合は 53.1% (同 52.4%) となっている(第 1-2 図)。

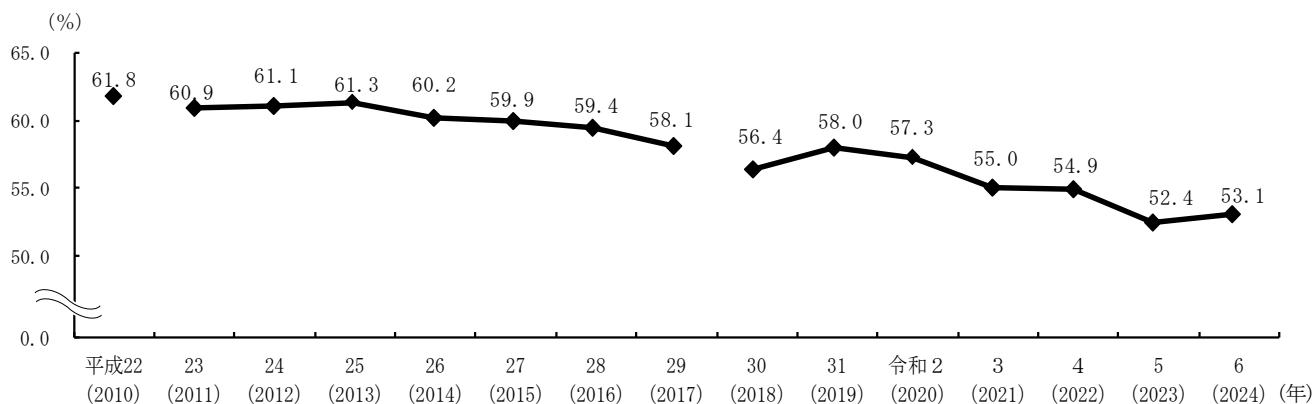
第 1-1 図 労働災害率及び死傷者 1 人平均労働損失日数の推移  
[調査産業計 (事業所規模 100 人以上) ]



注:1) 平成 23 年から調査対象産業に「農業、林業」のうち農業も追加したため、平成 22 年以前との時系列比較は注意を要する。

2) 平成 30 年から調査対象産業に「漁業」を追加したため、平成 29 年以前との時系列比較は注意を要する。

第 1-2 図 無災害事業所の割合の推移 [調査産業計 (事業所規模 100 人以上) ]



注:1) 平成 23 年から調査対象産業に「農業、林業」のうち農業も追加したため、平成 22 年以前との時系列比較は注意を要する。

2) 平成 30 年から調査対象産業に「漁業」を追加したため、平成 29 年以前との時系列比較は注意を要する。

## (2) 産業別労働災害の状況

### ア 度数率

主な産業の度数率をみると、「製造業」が1.30(前年1.29)、「運輸業、郵便業」が3.55(同3.95)、「卸売業、小売業」が2.60(同2.43)、「医療、福祉」(一部の業種に限る。)が2.18(同2.32)となっている(第2図、第1表)。

### イ 強度率

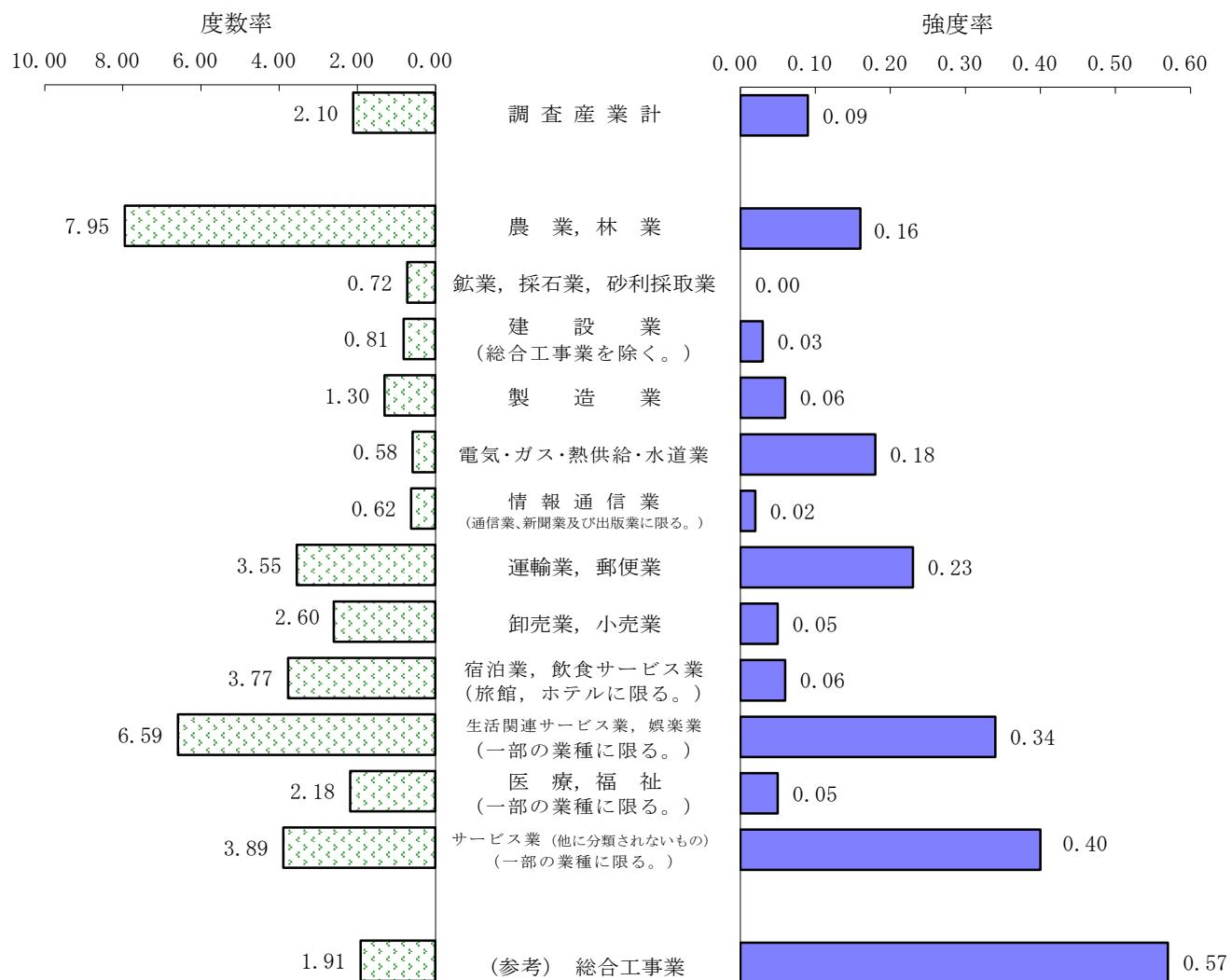
主な産業の強度率をみると、「製造業」が0.06(前年0.08)、「運輸業、郵便業」が0.23(同0.19)、「卸売業、小売業」が0.05(同0.06)、「医療、福祉」(一部の業種に限る。)が0.05(同0.05)となっている(第2図、第1表)。

### ウ 死傷者1人平均労働損失日数

主な産業の死傷者1人平均労働損失日数をみると、「製造業」が47.4日(前年58.0日)、「運輸業、郵便業」が65.9日(同47.7日)、「卸売業、小売業」が21.1日(同26.8日)、「医療、福祉」(一部の業種に限る。)が24.2日(同20.3日)となっている(第1表)。

第2図 産業別労働災害率(事業所規模100人以上)

令和6年



注:1) 「生活関連サービス業、娯楽業」は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。

2) 「医療、福祉」は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

3) 「サービス業(他に分類されないもの)」は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

4) 「漁業」の度数率及び強度率は第1表に掲載している。

第1表 産業別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移（事業所規模100人以上）

	産業	令和3年 (2021年)	4年 (2022年)	5年 (2023年)	6年 (2024年)
度 数 率	調査産業計	2.09	2.06	2.14	2.10
	農業、林業	6.23	7.13	7.34	7.95
	漁業	24.96	24.22	11.52	8.98
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	x	x	0.72
	建設業（総合工事業を除く。）	0.85	0.79	0.65	0.81
	製造業	1.31	1.25	1.29	1.30
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.67	0.62	0.57	0.58
	情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）	0.30	0.27	0.29	0.62
	運輸業、郵便業	3.31	4.06	3.95	3.55
	卸売業、小売業	2.31	1.98	2.43	2.60
	宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）	3.31	3.16	3.53	3.77
	生活関連サービス業、娯楽業（一部の業種に限る。） 1)	4.65	5.19	4.61	6.59
	医療、福祉（一部の業種に限る。） 2)	2.43	2.17	2.32	2.18
	サービス業（他に分類されないもの）（一部の業種に限る。） 3)	4.02	3.85	3.73	3.89
	（参考）総合工事業	1.39	1.47	1.69	1.91
強度率	調査産業計	0.09	0.09	0.09	0.09
	農業、林業	0.14	0.15	0.51	0.16
	漁業	1.06	0.65	0.18	0.29
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	x	x	0.00
	建設業（総合工事業を除く。）	0.21	0.09	0.07	0.03
	製造業	0.06	0.08	0.08	0.06
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.01	0.01	0.01	0.18
	情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）	0.00	0.00	0.00	0.02
	運輸業、郵便業	0.22	0.21	0.19	0.23
	卸売業、小売業	0.05	0.05	0.06	0.05
	宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）	0.20	0.06	0.07	0.06
	生活関連サービス業、娯楽業（一部の業種に限る。） 1)	0.21	0.14	0.31	0.34
	医療、福祉（一部の業種に限る。） 2)	0.06	0.05	0.05	0.05
	サービス業（他に分類されないもの）（一部の業種に限る。） 3)	0.17	0.31	0.19	0.40
	（参考）総合工事業	0.41	0.22	0.29	0.57
死傷者一人平均労働損失日数 (日)	調査産業計	41.0	44.3	40.0	43.5
	農業、林業	21.7	20.9	69.1	19.9
	漁業	42.3	26.8	15.7	32.5
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	x	x	2.5
	建設業（総合工事業を除く。）	250.0	115.4	105.4	31.5
	製造業	47.9	59.9	58.0	47.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	11.9	21.9	14.5	316.3
	情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）	16.6	11.3	13.8	31.6
	運輸業、郵便業	66.6	51.5	47.7	65.9
	卸売業、小売業	22.5	27.4	26.8	21.1
	宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）	61.0	19.5	19.2	17.2
	生活関連サービス業、娯楽業（一部の業種に限る。） 1)	45.6	27.4	66.2	52.1
	医療、福祉（一部の業種に限る。） 2)	23.8	22.4	20.3	24.2
	サービス業（他に分類されないもの）（一部の業種に限る。） 3)	42.5	79.7	49.8	101.9
	（参考）総合工事業	293.4	153.2	174.2	296.6
不休災害度数率	調査産業計	3.57	3.69	4.00	3.98

注:1) 「生活関連サービス業、娯楽業」は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。

2) 「医療、福祉」は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

3) 「サービス業（他に分類されないもの）」は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

### (3) 事業所規模別労働災害の状況

事業所規模別に労働災害の状況をみると、1,000人以上では、度数率が0.59(前年0.56)、強度率が0.03(同0.02)、100~299人では、度数率が2.89(同2.91)、強度率が0.13(同0.12)となっている。度数率・強度率ともに、事業所規模が小さくなるほど高くなっている。(第2表)

第2表 事業所規模別労働災害率(事業所規模100人以上)

令和6年

区分	度数率					強度率				
	100人 以上計	1,000人 以上	500~ 999人	300~ 499人	100~ 299人	100人 以上計	1,000人 以上	500~ 999人	300~ 499人	100~ 299人
調査産業計	2.10 (2.14)	0.59 (0.56)	1.31 (1.45)	2.08 (2.12)	2.89 (2.91)	0.09 (0.09)	0.03 (0.02)	0.05 (0.06)	0.09 (0.07)	0.13 (0.12)

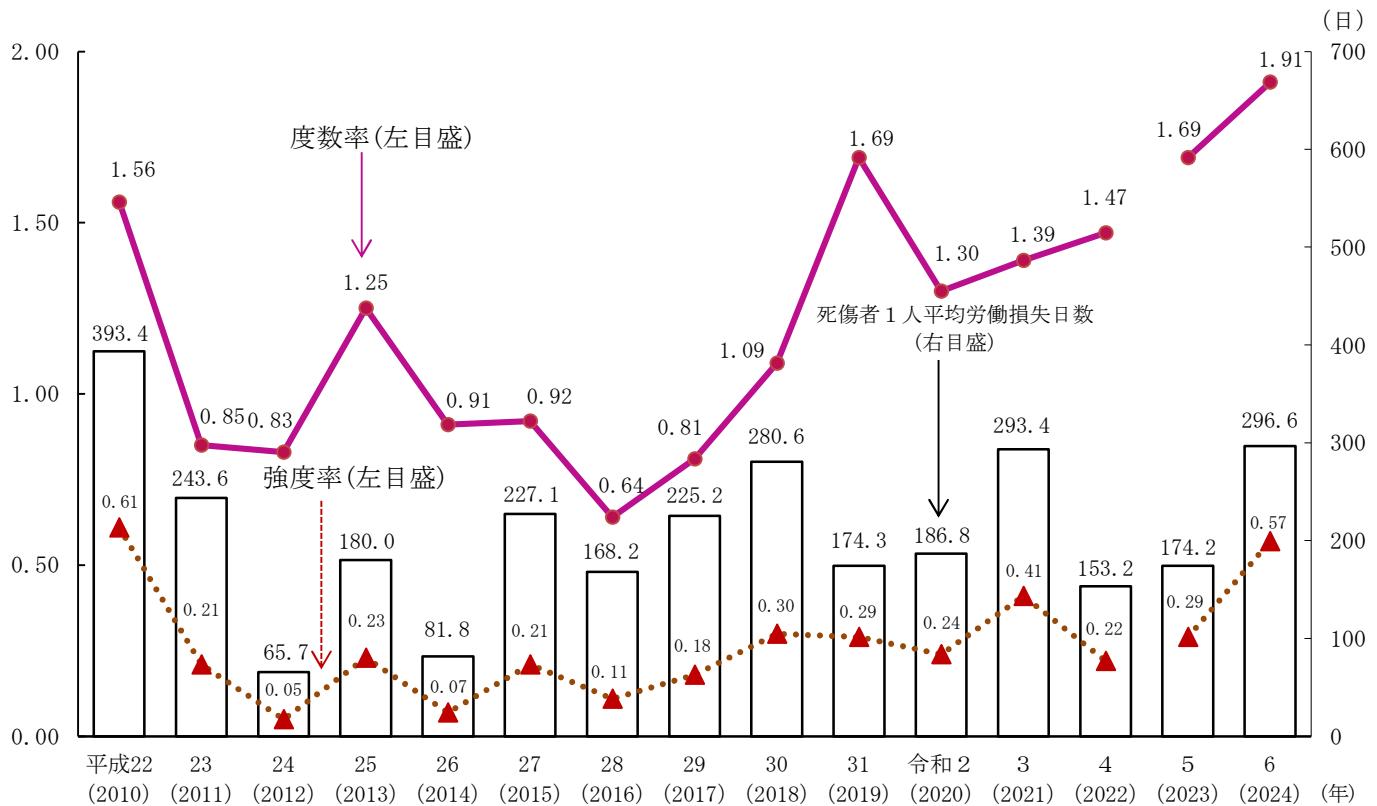
注：( )内は前年(令和5年)の数値である。

## 2 総合工事業調査における労働災害の状況

総合工事業における令和6年の労働災害の状況をみると、度数率が1.91(前年1.69)、強度率が0.57(同0.29)となり、死傷者1人平均労働損失日数が296.6日(同174.2日)となっている。前年と比べ、度数率が0.22ポイント上昇し、強度率が0.28ポイント上昇し、死傷者1人平均労働損失日数が122.4日増加している。(第3図、第3表)

工事の種類別にみると、「土木工事業」の度数率が2.02(同1.41)、強度率が1.19(同0.53)、「建築事業」の度数率が1.88(同1.78)、強度率が0.39(同0.22)となっている(第3表)。

第3図 労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移(総合工事業)



注) 令和4年まで半期ごとに実施していたが、令和5年からは年1回の実施に変更した。

第3表 労働不能程度別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数（総合工事業）

令和6年

区分	計	度 数 率								強度率	死傷者 1人平均 労働損失 日数(日)
		死 亡	永久全 労働不能	永久一部 労働不能	計	一時労働不能					
						休業 8日以上	休業 4～7日	休業 1～3日			
<b>総合工事業</b>	1.91 (1.69)	0.07 (0.02)	0.00 (0.01)	0.00 (0.03)	1.84 (1.64)	0.74 (0.81)	0.17 (0.11)	0.93 (0.72)	0.57 (0.29)	296.6 (174.2)	
(工事の種類) 土木工事業	2.02 (1.41)	0.15 (0.05)	0.01 (0.01)	0.01 (0.06)	1.86 (1.29)	0.69 (0.60)	0.10 (0.12)	1.07 (0.57)	1.19 (0.53)	590.3 (374.6)	
建築事業	1.88 (1.78)	0.05 (0.01)	0.00 (0.01)	0.01 (0.02)	1.83 (1.75)	0.75 (0.87)	0.19 (0.11)	0.89 (0.77)	0.39 (0.22)	207.0 (122.3)	
(請負金額) 10億円以上	1.66 (1.48)	0.06 (0.02)	0.00 (0.01)	0.01 (0.02)	1.60 (1.42)	0.68 (0.71)	0.15 (0.09)	0.77 (0.62)	0.48 (0.37)	287.8 (249.4)	
5億円以上10億円未満	2.28 (2.39)	0.00 (0.00)	0.01 (0.00)	0.00 (0.03)	2.27 (2.36)	0.98 (1.02)	0.18 (0.20)	1.11 (1.14)	0.14 (0.05)	60.1 (21.9)	
5億円未満	2.32 (1.88)	0.14 (0.02)	0.14 (0.00)	0.00 (0.04)	2.19 (1.81)	0.73 (0.95)	0.22 (0.11)	1.24 (0.76)	1.05 (0.23)	454.3 (123.2)	

注：（）内は前年（令和5年）の数値である。



表2 特掲産業別労働災害率

(事業所規模100人以上)

産業	度数率		強度率	産業	度数率		強度率
	死傷合計	死亡			死傷合計	死亡	
A021 育林業	x	x	x	E261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)	0.90	0.00	0.01
C051 金属鉱業	x	x	x	建設機械・鉱山機械製造業	0.85	0.00	0.02
052 石炭・亜炭鉱業	x	x	x	織維機械製造業	1.10	0.00	0.02
053 原油・天然ガス鉱業	x	x	x	生活関連産業用機械製造業	0.56	0.00	0.02
054・9 非金属鉱業 注)	x	x	x	基礎素材産業用機械製造業	0.63	0.03	0.26
054 採石業,砂・砂利・玉石採取業	-	-	-	金属加工機械製造業	0.68	0.00	0.01
D081・2 電気工事業,電気通信・信号装置工事業	0.73	0.00	0.02	その他の生産用機械・同部分品製造業	0.91	0.00	0.02
083 管工事業(さく井工事業を除く)	0.78	0.00	0.03	事務用機械器具製造業	0.40	0.02	0.17
E092 水産食料品製造業	3.52	0.00	0.21	サービス用・娯楽用機械器具製造業	1.24	0.00	0.01
094 調味料製造業	0.42	0.00	0.01	記録メディア製造業	0.29	0.00	0.00
095 糖類製造業	1.34	0.00	0.04	発電用・送電用・配電用、産業用電気機械器具製造業	0.66	0.00	0.05
097 パン・菓子製造業	2.95	0.01	0.14	民生用電気機械器具製造業	0.52	0.00	0.02
098 動植物油脂製造業	x	x	x	電池製造業	0.25	0.00	0.00
101・2 清涼飲料・酒類製造業	1.49	0.00	0.03	電子応用装置、映像・音響機械器具、電子計算機、同附属装置製造業	0.57	0.00	0.01
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	1.18	0.05	0.38	296-302・3 電気計測器製造業	0.95	0.00	0.01
112 織物業	1.13	0.00	0.04	その他の電気機械器具製造業	1.21	0.00	0.02
113 ニット生地製造業	-	-	-	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	0.35	0.00	0.01
114 着色整理業	3.21	0.00	0.05	311 自動車・同附属品製造業	0.63	0.00	0.03
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	1.69	0.00	0.05	312 鉄道車両・同部分品製造業	0.79	0.00	0.03
121 製材業、木製品製造業	2.60	0.00	0.51	313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業	0.86	0.02	0.21
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	4.40	0.00	0.55	323 時計・同部分品製造業	0.30	0.00	0.00
141 パルプ製造業	6.44	0.00	0.07	325 がん具・運動用具製造業	2.11	0.00	0.00
142 紙製造業	0.66	0.00	0.02	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	1.91	0.00	0.02
151 印刷業	1.14	0.00	0.02	327 電気業	0.27	0.00	0.01
161 化学肥料製造業	x	x	x	341 ガス業	0.60	0.00	0.00
162 無機化学工業製品製造業	0.90	0.00	0.02	361 上水道業	0.82	0.10	0.73
163 有機化学工業製品製造業	0.86	0.00	0.10	371 固定電気通信業	0.42	0.00	0.01
165 医薬品製造業	1.41	0.00	0.02	372 移動電気通信業	0.05	0.00	0.00
166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1.91	0.00	0.03	413 新聞業	1.18	0.00	0.04
169 その他の化学工業	0.81	0.00	0.01	414 出版業	0.07	0.00	0.01
171 石油精製業	0.47	0.00	0.02	H421 鉄道業	1.45	0.00	0.03
191 タイヤ・チューブ製造業	0.52	0.00	0.01	431 一般乗合旅客自動車運送業	4.54	0.00	0.18
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	0.78	0.00	0.08	432 一般乗用旅客自動車運送業	4.75	0.00	0.16
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	1.04	0.00	0.10	433 一般貸切旅客自動車運送業	2.41	0.00	0.04
204 革製履物製造業	x	x	x	441 一般貨物自動車運送業	3.74	0.04	0.42
211 ガラス・同製品製造業	1.72	0.04	0.32	442 特定貨物自動車運送業	-	-	-
212 セメント・同製品製造業	2.11	0.00	0.10	444 集配利用運送業	3.52	0.00	0.03
214 陶磁器・同関連製品製造業	1.02	0.00	0.03	471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	2.70	0.00	0.04
215 耐火物製造業	1.39	0.00	0.06	481 港湾運送業	3.02	0.00	0.33
216 炭素・黒鉛製品製造業	1.34	0.00	0.02	482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	1.62	0.00	0.07
218 骨材・石工品等製造業	0.50	0.00	0.03	482 郵便業(信書便事業を含む)	5.87	0.00	0.18
222 製鋼・製鋼圧延業	0.73	0.00	0.03	491 家具・建具・じゅう器等卸売業	0.26	0.00	0.00
223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	0.95	0.00	0.02	605 燃料小売業	1.42	0.00	0.04
225 鉄素形材製造業	1.36	0.00	0.24	M751 旅館・ホテル	3.77	0.00	0.06
231 非鉄金属第1次製鍊・精製業	1.05	0.00	0.02	N781 洗濯業	6.52	0.04	0.46
233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸,押出しを含む)	0.69	0.02	0.24	791 旅行業	0.40	0.00	0.00
234 電線・ケーブル製造業	0.70	0.00	0.02	8043 ゴルフ場	11.34	0.00	0.38
235 非鉄金属素形材製造業	1.36	0.00	0.03	P831 病院	1.76	0.00	0.04
241 ブリキ缶・その他のめつき板等製品製造業	3.00	0.00	0.03	832 一般診療所	1.44	0.00	0.03
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	0.81	0.00	0.01	841 保健所	1.13	0.00	0.03
244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	1.16	0.00	0.04	842 健康相談施設	1.18	0.00	0.03
245・6 金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業,熱処理業(けうろう鉄器を除く)	1.36	0.00	0.04	853・5 児童福祉事業,障害者福祉事業	3.79	0.00	0.07
247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)	6.59	0.00	0.36	854 老人福祉・介護事業	4.60	0.00	0.12
251 ポイラ・原動機製造業	0.18	0.00	0.01	R881・2 一般・産業廃棄物処理業	6.65	0.00	0.16
252 ポンプ・圧縮機器製造業	0.51	0.00	0.01	891 自動車整備業	1.77	0.00	0.03
253 一般産業用機械・装置製造業	0.83	0.02	0.18	901・2 機械修理業	0.63	0.00	0.01
259 その他のはん用機械・同部分品製造業	1.03	0.00	0.19	922 建物サービス業	4.11	0.05	0.49

注: 「054・9 非金属鉱業」は、日本標準産業分類の小分類「054 採石業,砂・砂利・玉石採取業」、「055 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び「059 その他の鉱業」の合計である。